# 所得税・住民税の申告は2月16日(月)から3月16日(月)まで

**平成26年分の所得税の確定申告と、平成27年度の住民税の申告を受け付けます。期間内に正しく申告しましょう。**

問い合わせ　総務部税務課(庁舎1階)☎43-0396

前年の1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得を合計し、それに対する税額を算出して申告することを確定申告といいます。その際、源泉徴収された所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」といいます。)または予定納税で納めた所得税等がある場合には、その過不足を精算することになります。

また、確定申告をする必要のある方が、期限までに申告をしなかったり、申告に誤りがあったりする場合は、不足する税額を納めるだけでなく、加算税や延滞税を徴収されることがありますので、期限までに正しく申告してください。

## 確定申告が必要な方

①自営業、農業などの事業による収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方を含む)

②土地、建物などの貸し付けによる収入がある方

③土地、建物などの譲渡による収入がある方

④生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方

⑤年金受給者で、次の方

●年金収入金額が400万円を超える方

●年金収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円を超える方

**《給与所得者で、確定申告が必要な方》**

①給与収入金額が2,000万円を超える方または2か所以上から給与を受けている方

②給与以外の所得金額が20万円を超える方

③平成26年中に退職し、年末調整を受けなかった方

## 住民税申告が必要な方

所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超えない場合(所得税等がかからない方)は、確定申告は不要ですが、次の事項に該当する場合は、住民税申告が必要です。

①非上場株式に係る配当所得がある方、シルバー人材センター・外交員などの報酬がある方

②収入のない方でも、市の国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方(国民健康保険税等が軽減されることがあります)

③公的年金等収入金額が、次の金額を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額に影響する場合があります)

・昭和25年1月2日以後に生まれた方:98万円

・昭和25年1月1日以前に生まれた方:148万円

④給与収入金額が93万円を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額に影響する場合があります)

※所得税の確定申告をされた方は、同時に住民税申告を行ったことになります。

## 申告に必要なもの

①申告者の印鑑(認印)

②給与、公的年金等、報酬に係る源泉徴収票(原本)

③事業所得(営業・農業所得)または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書

④諸控除の証明書(国民年金・生命保険・地震保険などの保険料の控除証明書等)

⑤住宅借入金等特別控除を受ける場合

●住民票(初年のみ)

●家屋等の登記事項証明書(初年のみ)

●取得価格の分かる契約書の写し(初年のみ)

●借入金等年末残高証明書など

⑥還付申告の場合は、本人名義の振込先の預貯金通帳

## 自書申告にご協力を

医療費の計算や事業収支等は、事前に次の準備をしてからお越しください。

①医療費控除の申告の場合は、領収書を氏名ごとに整理し、支払額の合計までの計算をしておいてください。

②営業、農業等の事業所得の収支計算が必要な申告では、収入と支出の項目ごとに関係書類を整理し、収支の内訳までの計算をしておいてください。(平成26年分から、これら収支の記帳および帳簿の保存が必要となっています。)

## 医療費控除の計算方法

① 平成26年中に支払った医療費 − 保険等で補てんされる金額 = 負担した医療費…Ⓐ

② 10万円または所得金額の合計額の5%のいずれか少ない方の金額…Ⓑ

③ Ⓐ−Ⓑ=医療費控除額(最高200万円)

※医療費控除額は、所得から控除する額であり、お返しする金額ではありません。



# 申告相談会場・日程

| 月日 | | 会場：加東市役所201会議室(庁舎2階) |
|---|---|---|
| 2月 | 16日(月) | ○ |
| | 17日(火) | ○(夜間相談あり) |
| | 18日(水) | ○ |
| | 19日(木) | ○ |
| | 20日(金) | ○ |
| | 23日(月) | ○ |
| | 24日(火) | ○(夜間相談あり) |
| | 25日(水) | ○ |
| | 26日(木) | ○ |
| | 27日(金) | ○ |
| 3月 | 1日(日) | ○ ※9:00～12:00 |
| | 2日(月) | ○ |
| | 3日(火) | ○(夜間相談あり) |
| | 4日(水) | ○ |
| | 5日(木) | ○ |
| | 6日(金) | ○ |
| | 9日(月) | ○ |
| | 10日(火) | ○(夜間相談あり) |
| | 11日(水) | ○ |
| | 12日(木) | ○ |
| | 13日(金) | ○ |
| | 16日(月) | ○ |

## ■会場…加東市役所201会議室(庁舎2階)

昨年度から会場が変わっています。ご注意ください。

## ■受付時間

月曜日、水曜日～金曜日　9:00～16:30
火曜日(夜間相談あり)　9:00～16:30、17:30～19:00
日曜日(3月1日のみ)　9:00～12:00(ご注意ください)

※庁舎の開庁時間は8:00です。

※正午から13:00までは申告書整理事務のため受付を中断します。

**市が行う申告相談内容**

主に、給与所得者および年金受給者に係る申告のほか、白色申告者(おおむね事業等所得300万円未満の方)および住民税申告の必要な方が対象となります。これら以外の方は、税務署で確定申告していただきますようお願いします。

**※市では申告相談に応じられない内容**

高額な事業所得、譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、青色申告、雑損控除に係るもの、損失の繰越に係るもの等

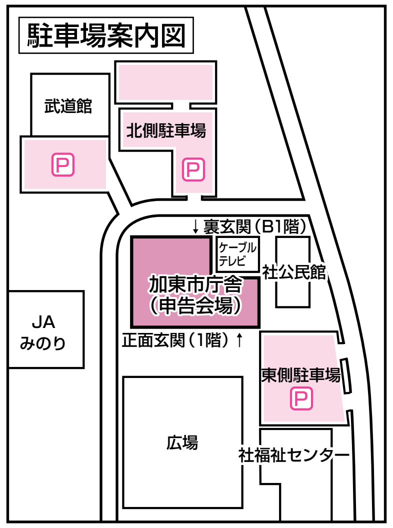


## さあ!ネットで申告

国税庁 e-Tax

**★e-Taxで確定申告を!～自宅のパソコンで～**

国税庁ホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」で、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して確定申告を行うと、源泉徴収票などの提出を省略することができます。

また、電子申告(e-Tax)以外に、必要項目を入力することにより確定申告書が作成でき、申告書を印刷してそのまま郵送等により提出できるコーナーもありますので、ぜひご利用ください。

## 介護保険の認定と障害者控除の適用

身体障害者および療育手帳の交付を受けていない方でも、介護保険法の規定による要介護認定を受けている65歳以上の方で、市において障害者に準ずる認定(障害者控除対象認定書)を受けた場合は、所得税法上の障害者控除の対象になります。

●「障害者」に準じる方･･･
要介護1～3で重度の認知症がある方

●「特別障害者」に準じる方･･･
要介護4～5で継続的に寝たきり状態にある方、または重度の認知症がある方

申請・問い合わせ　福祉部高齢介護課(庁舎1階)　☎43-0440

## 復興特別所得税とは

東日本大震災の復興に充てる財源を確保するために創設された税で、所得税額の2.1%相当額となります。所得税と同時に税額を算出・申告(同じ申告書に税額を記載)し、納税することとなります。